

医療関係者との倫理的交流に関するポリシー

目的

Santen は、事業のあらゆる局面において、当社の基本理念ならびに参天企業倫理綱領に基づき、常に誠実に行動し、倫理的判断を行ってまいります。適用法令を遵守するとともに、最高水準の誠実さと倫理観を持って医療関係者との交流を行ながら、患者ケアの向上と医療の実践を強化するというグローバルなコミットメントを明確にするために、本ポリシーを制定しております。

世界各地で事業を展開するグローバルな眼科企業として、また規制の厳しいヘルスケア業界において、Santen は、医療関係者、医療機関およびヘルスケアコミュニティ全体との交流において適用される法規制および規制当局のガイダンスを厳格に遵守することに努めています。さらに、そのような交流はすべて、Santen の製品あるいはサービスを処方、推奨、購入、供給または投与するよう違法に誘引しまたは影響力を行使することを意図したものであってはなりません。

ポリシー

1. 業務に対する報酬およびその公正な市場価格

Santen は、当社が事業や戦略の検討、議論、実行等の観点から正当な業務上の必要性が認められる場合にのみ、医療関係者・医療機関に有償で業務を委託する。業務を委託する医療関係者・医療機関は、正当な業務上の必要性に適した資格および／または能力を有している必要があり、委託する医療関係者の人数および契約するサービスの総量は、正当な業務上の必要性を達成するために適切なものでなければならない。有償の業務委託は、製品の購入や処方の促進やその他法規制に違反する活動など、他の方法では認められない支払いを偽装する手段として使用してはならない。

Santen は、医療関係者・医療機関が提供するサービスに対して、当社で設定した公正な市場価格を上回る対価を医療関係者・医療機関に支払ってはならない。

提供されるすべてのサービスおよび当該サービスに関連する費用は、契約書に明記しなければならず、契約書はサービスまたは支払いが行われる前に締結しなければならない。

2. 会議およびイベント

Santen が主催または後援するすべての会議およびイベント（シンポジウム、学会、その他のプロモーション、科学的または専門的な会議を含むが、これらに限定されない）の目的および焦点は、科学的、医学的または教育的な情報を提供すること、および／または製品および疾患領域について医療関係者に情報を提供することで行われなければならない。

Santen が主催するイベントは、会議の目的および科学的または教育的な目標に適う適切な会場で開催されなければならない。

Santen が主催するイベントは、ロジスティクスまたはセキュリティの観点から適切かつ正当な場合を除き、医療関係者の活動する国の外で開催することはできない。多くの国から参加者が集まる国際的な科学会議およびシンポジウムでのイベントは認められる。

Santen が主催または後援する会議に出席する各医療関係者は、会議に出席する客観的かつ正当な業務上の必要性がなければならない。Santen が主催する会議やイベントでは、医療関係者のゲスト（例：家族や友人）の出席は認められない。



3. 食事、旅費および宿泊費

医療関係者との食事や軽食は、正当な業務上の必要性から会議・イベントを行う場合にのみ提供することができ、医療関係者・医療機関が Santen の製品やサービスを処方、使用、推奨するためのインセンティブとして使用することはできない。このようなビジネス上の食事は、適切な場所で行われ、適用される現地の法規制や業界基準に従い、時折開催される控えめなものでなければならない。

医療関係者が会議・イベントに出席するため、または Santen のためにサービスを提供するために必要な旅費を支払うあるいは費用精算する場合、かかる費用は適用される法規制や業界基準に照らして華美・過大でなく、その精算には適切な書面を必要とする。

Santen は、医療関係者の配偶者、家族、ゲストに対して、食費、旅費、宿泊費などの経済的支援を行わない。

4. 贈り物および接待

医療関係者への個人的なサービス提供を含め、個人的な利益となる贈り物（例：現金、ギフトカードの現金同等物、スポーツ・娯楽チケット、電子機器、社会的儀礼の贈り物など）の提供は（直接および間接に関わらず）禁止されている。

Santen は、医療関係者のために接待、親睦活動、レクリエーションを企画してはならない。

5. プロモーション用補助物品

処方医薬品または医療機器のプロモーションに関連して、プロモーション用補助物品（例：ブランドリマインダー、ペン、メモ帳、付箋、マウスパッド、カレンダー、マグカップ、その他当社または製品の名称・ロゴの入ったものなど）を医療関係者に提供または提案することは禁止されている。ただし、Santen が主催するイベントにおいて会議中にメモをとることを目的にペンやメモ帳を医療関係者に提供することはできる。製品名は記載できないが、会社名を記載することはできる。なお、これらは最低限の価額のものでなければならず、必要な数量のみ配布できる。

OTC 医薬品のプロモーションに限定されている場合、最低限の価額・数量であれば、医療関係者の活動に関連する場合に限りプロモーション用補助物品を提供することができる。

6. 教育的物品および医療に役立つ物品

Santen は、医療関係者および患者さんへの疾患とその治療の啓発のため、または医療の向上のために、情報を伴う物品または教育的物品のみ提供することができ、かかる物品は特定の医療関係者に対して頻繁に提供されるべきではない。

このような物品は、会社名の掲載は可能であるが、患者さんが正しく使用するために掲載が不可欠である場合以外は、製品名を掲載してはならない。

情報提供のための物品または教育的物品は、主に疾患とその治療に関して医療関係者および患者さんへの疾患とその治療の啓発のために設計されたもので、物品自体としての価値を持つものであってはならない。

医学書、定期購読、その他の情報提供のための物品あるいは教育的物品は妥当な価格でなければならない。

控えめな価格で、医療サービスおよび患者ケアの向上に有益である医療に役立つ物品であっても、日常業務において医療関係者もしくは職員が購入すべきものである場合、提供してはならない。



7. 製品サンプル、評価用製品、デモ用製品

医療関係者が Santen 製品を評価し、理解を深められるよう、Santen は各国の法規制および業界基準に従い、医療関係者に対し無償の医薬品あるいは医療機器製品を数量限定で提供することができる。このように無償提供される製品（無償製品）は、通常、製品サンプル、評価用製品、デモ用製品と呼ばれる。無償製品は、医療関係者・医療機関に対して Santen との取引を不当に誘引する目的で提供してはならず、無償製品の提供は、正当な目的のために、状況に鑑みて合理的な量と頻度の範囲内で、適格な医療関係者・医療機関に対してのみ行うことができる。無償製品の提供は、正確に記録し、追跡しなければならない。

8. 助成金、慈善寄付・寄付金

助成金および慈善寄付・寄付金は、過去、現在、未来の Santen 製品の使用や購入に対する報奨やインセンティブとして提供してはならず、営業目的で行ってはならず、いかなる営業活動にも結びつけてはならない。このような助成金および慈善寄付・寄付金は、各国の法規制や業界基準に別段の記載がない限り、医療関係者個人に提供することはできず、組織に対して提供しなければならない、また適切に記録しなければならない。

助成金は、現在の疾病状態、患者ケア、学術的かつ客観的な医学情報および研究に関連する真正な医学教育プログラムやイベントを支援するために提供することができる。助成金の申請は、申請者が Santen の要請を受けてではなく自主的に行うものでなくてはならず、Santen は、助成金の対象となる医学生涯教育プログラムの開発や検討に影響を与えたり、参画したりすることはできない。助成金は、レクリエーションや娯楽、プロモーション活動、業務委託のために支払われてはならない。

Santen は、Santen の治療領域において患者さんの健康を改善するという当社の重点活動にあった取り組みや団体を支援するため、あるいはより一般的な目的で、慈善寄付・寄付金を行うことができる。このような慈善寄付・寄付金は、医療関係者個人や医療関係団体、医療行為を支援するために行うことはできず、政治団体や宗教団体にも行うことはできない。

9. 企業による後援

企業による後援は、展示ブースや広告などの利益と引き換えに Santen と組織の間で合意するもので、社外の独立した組織にのみ提供することができる。後援のレベルは、展示スペースの大きさ、予定来場者数、展示期間などを考慮し、Santen が受けるマーケティングおよびプロモーションの効果に対し商業的に妥当な金額でなければならない。企業による後援の要請はすべて、Santen によるものであってはならず、要請する組織から Santen への書面による正式な提出によらなければならない。

10. 医療関係者に対する後援（ダイレクトスポンサーシップ）

ダイレクトスポンサーシップは、医療水準の向上や医療関係者への教育情報の提供、医学的知識の強化、医薬品・医療機器の質の高い利用への改善を目的として、第三者による教育イベントあるいは企業主催イベントへの医療関係者の参加を支援するために、常に各国の法規制や業界基準に従って提供しなければならない。ダイレクトスポンサーシップが医薬品では認められているが、医療機器では認められていない国・地域においては、医薬品事業が医療機器事業から分離して運営されている場合にも、医薬品に対するダイレクトスポンサーシップが認められる。医薬品事業と医療機器事業との間でこれらの制限の回避を目的としたアレンジを行うことは禁止されている。ダイレクトスポンサーシップは、Santen 製品の処方、購入、使用、推奨することを誘引するものであってはならない。ダイレクトスポンサーシップ契約は、Santen が後援する支払い・項目を明確にしたうえで、Santen と医療関係者あるいはイベント主催者との間で締結しなければならない。イベント参加に医療関係者が費やした時間に対する報酬は支払われない。



11. 医師主導治験

Santen による医師主導治験への資金提供は、疾患、治療、Santen 製品に関する臨床的/学術的知識の向上を通じて、最終的に患者さんの利益となることを目的としている。医師主導治験への資金提供は、Santen 製品を処方、購入、使用、推奨するためのインセンティブとして利用してはならず、Santen の営業・マーケティング部門が、当該資金提供に影響を与えたり、医師主導治験について治験責任医師と議論したりすることはできない。医師主導治験の資金提供を行う前に、契約を締結しなければならない。

12. 第三者との交流

Santen は、正当な業務上の必要性がある場合に限り、第三者と交流することができ、また、第三者に対し、法規制または本ポリシーで認められていない行為を行うように依頼、勧誘、故意に許可することはできない。

Santen は、法規制や当社ポリシー・ガイドライン上自ら実施できないことを第三者に行わせることによって、当該法規制や当社ポリシー・ガイドラインへの違反を回避してはならない。

第三者に対して、正当な業務に対する対価以外の支払いまたはその約束はできない。そのような支払いはいかなるものも、受け取る正当な業務の公正市場価格を超えてはならない。すべての支払いは、現地の法令要件に則って行わなければならない、適切に文書化しなければならない。

Santen は、第三者とのすべての業務上の取り決めについて適切な契約書またはその他の相当する文書が存在するかを確認しなければならない。当該文書には、すべての重要な条件が明確に記載されていなければならない、不適切な目的のための虚偽の記録を作成してはならない。

13. 公務員との交流

公務員である医療関係者との交流は、適用となる法規制や社内ポリシーを厳格に遵守しなければならない。

14. 医療関係者/医療機関との国境を越えた交流

医療関係者および医療機関との交流がどこで行われ、どの国の会社の医療関係者・医療機関と取引するかに関わらず、医療関係者及び医療機関との交流は、医療関係者が資格登録し、医療行為を行っている国・地域、あるいは医療機関が登記されている国・地域の適用法規制や業界基準（承認や開示に関する要請、報酬・経費に関する制限等を含む）に従わなければならない。

本ポリシーは、重要な事項を分かりやすく理解するために、標記事項に関する当社の社内方針、ガイドライン、標準業務手順書をまとめたものです。